

第 23 回通常総会 第 4 号議案

一、役員報酬額改定について

- ・総額 960,000円を設定する。(2024年7月から2025年6月まで)

注記

(報酬等)

- 第 2 1 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。